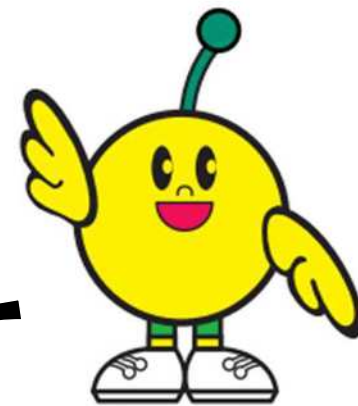


介護保険施設等の 指導・監査について



キビタン©福島県

令和8年6月 福島県社会福祉課

1 指導方法

(1) 集団指導

制度内容や過去の指導事例についての講習を行う

(2) 運営指導

介護保険施設等ごとに原則実地で検査を行う

【確認事項】

- ・ 介護サービスの取組
- ・ 運営体制の状況
- ・ 介護報酬請求の状況

2 監査一①

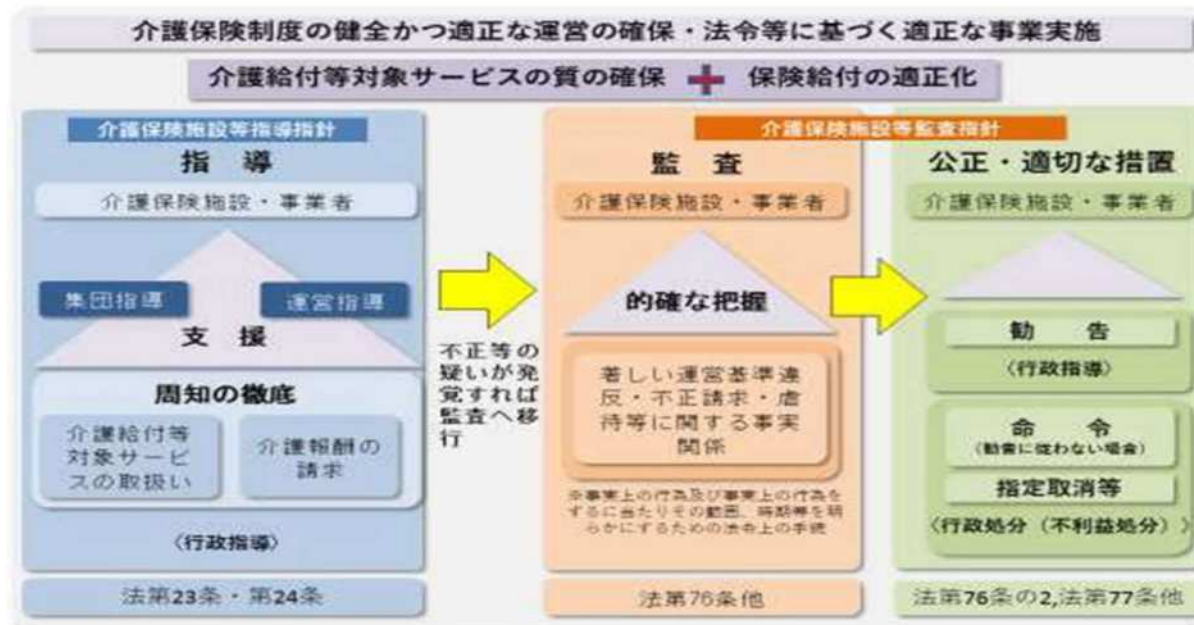
- 人員基準違反
- 運営基準違反
- 不正請求
- 高齢者虐待

が認められた場合や、そのおそれがある場合



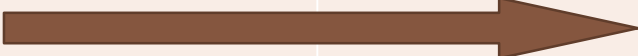



2 監査一②

厚生労働省資料

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



3 運営指導一①

【事前】	県	施設等
(1)運営指導通知		
(2)事前提出資料の提出 (メールによる提出)		
【当日】	県	施設等
(3)あいさつ		
(4・5)施設内・資料確認 及び一般職員へのヒアリング		
(6)講評		
【事後】	県	施設等
(7)結果(終了)通知		
(8)改善結果報告書提出		
(9)終了通知		

3 運営指導一②

○ 対象文書

- ・県からの通知(実施通知、結果通知、結了通知 等)
 - ・県への提出資料(事前提出資料、改善結果報告書 等)
- ※ 大容量となる場合は郵送をお願いする場合があります。

○ 開封確認のお願い

通知の到達を確認するため「開封確認」に御協力お願いします。

- ※ メールの設定等により開封確認を要求されない場合は、「開封確認」と記載したメールを返信してください。

3 運営指導一③

- 令和7年度よりサービス種別ごとに「人員・運営基準自己点検シート」を作成しております。
- 運営指導の対象か否かに関わらず、すべての事業所が自己点検を実施してください。
 - ※ 運営指導の対象となった場合は、事前提出資料として自己点検シートを提出していただきます。

3 運営指導一④

昨年度から運営指導の中で、職員に対するヒアリングを実施しております。

目的としては、日頃利用者の支援に当たる職員の皆さまからサービス提供の実態などについてお話を聞く機会を設け、不適切な支援を未然に防止するものです。

対象は管理者以外の職員から2～3名程度、当日の勤務状況等を踏まえて決定します。
なお、1人当たり10分～15分程度お時間をいただきます。

また、ヒアリングは1対1で行いますので
運営指導の実施に当たっては、ヒアリングのための個室を御準備いただくようお願いいたします。

【参考1】

福島県における指導実施状況

令和6年度

(箇所)

種別	県指導対象数	指導数	実施率	文書指摘数
居宅	902	97	10.8%	43
介護予防	515	65	12.6%	23
施設	175	47	26.9%	44
計	1,592	209	13.1%	110

令和7年度

(箇所)

種別	県指導対象数	指導数	実施率	文書指摘数
居宅	909	113	12.4%	18
介護予防	531	71	13.4%	8
施設	175	42	24.0%	3
計	1,615	226	14.0%	29

【参考2】

福島県における指摘事項・件数

R7年度指摘事項等458件

順位	件数	事項	具体的な内容(例)
1	74件	内容及び手続の説明及び同意 (重要事項説明書関係)	<ul style="list-style-type: none">・第三者評価受審状況の記載漏れ・重説記載事項が運営規程や実態と相違・記載事項変更時に利用者の同意を得ていない
2	54件	業務継続計画の策定等	<ul style="list-style-type: none">・研修及び訓練を必要な回数計画していない・研修及び訓練を必要な回数実施していない
3	42件	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none">・感染対策委員会を必要な頻度で実施していない・研修及び訓練を必要な回数実施していない
4	39件	虐待の防止	<ul style="list-style-type: none">・新規採用職員に対して研修を実施していない・虐待の防止のための指針の内容不足